

北陸新幹線安中榛名駅前施設  
(旧秋間みのりが丘コミュニティプラザ)  
利活用事業者募集要項

1 . 趣旨	.....P2
2 . 対象施設と留意事項	.....P3
3 . 応募条件	.....P5
4 . 活用上の制約等	.....P8
5 . 応募資格	.....P10
6 . 募集・利活用スケジュールと概要	.....P11
7 . 失格事項	.....P17
8 . その他の事項	.....P18
9 . 担当窓口	.....P18

## 1 . 趣旨

北陸新幹線安中榛名駅前施設(旧秋間みのりが丘コミュニティプラザ)は、駅前分譲地の販売センター及びコンビニエンスストアの入った施設として建設されました。その後、分譲地が完売したことから、施設の所有者である東日本旅客鉄道株式会社から本市に譲渡されました。当施設の利活用については、地域活性化及び政策推進への貢献など、多角的な視点による検討のため、官民連携による資産経営の一環として、民間事業者等との“対話”を通じて、土地・建物等の活用のアイデアを調査する「サウンディング型市場調査」を平成31年1月から2月までの間に実施し、施設の利活用の可能性を把握することができました。

その後、令和元年11月に、当施設を地域活性化につながる新たな施設として利活用するための事業計画を民間事業者から幅広く募集し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する「利活用事業者の募集」を行いました。優先交渉権者の選定には至らず、現在まで利活用がなされていません。

そのような中、老朽化が進んでいた建物の外壁工事を実施した上で、今般、当施設が北陸新幹線「安中榛名駅」から徒歩3分で都市部とのアクセスが良い立地であることを生かし、また、新型コロナウイルス感染症のまん延や働き方改革の推進などの社会状況を鑑み、新たに、テレワーク需要等に応えられるような「サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペースその他これらに類似する事業」として施設を利活用することができる民間事業者(以下「応募者」という。)を募集します。そして、利活用提案の内容等を審査した上で、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定します。

なお、選定された優先交渉権者(以下「賃借人」という。)は市との間で、賃貸借契約の締結及び必要な手続を行った後に事業に着手するものとします。

## 2. 対象施設と留意事項

### (1)対象施設

北陸新幹線安中榛名駅前施設(旧秋間みのりが丘コミュニティプラザ)

所在地	群馬県安中市秋間みのりが丘 2 番 32 ほか1筆
貸付対象土地の面積	5799.86 m <sup>2</sup> (うち建物敷地部分 2,900 m <sup>2</sup> ) (傾斜地あり)
貸付対象建物の概要 及び面積(延床面積)	構造:鉄骨造・平屋建て・亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根 床面積:516.91 m <sup>2</sup> 竣工:平成15年5月 耐震性:新耐震に基づく建築物
設備	(ア)給水:市公共上水道 (口径 40mm) (イ)排水:市集中処理合併浄化槽 (ウ)ガス:集中プロパンガス (敷地内引込管の敷設が必要) (エ)電気:電灯系、動力系 (オ)その他:給湯設備、厨房設備、敷地内物置等 有り ※(ア)から(エ)までの契約は、賃借人で締結することとします。
駐車場	駐車可能台数:47 台程度
都市計画による制限	区域区分:なし、防火・準防火地域:なし 高度地区:なし、地区計画:なし
建築・造成等に関する 制限	用途地域の指定: 近隣商業地域(過半)・第1種低層住居専用地域 ※近隣商業地域の用途規制が適用されます。 日影制限:あり
アクセス	鉄 道:安中榛名駅(JR 北陸新幹線)から徒歩約3分 高速道:松井田妙義 IC(上信越自動車道)から車で約30分 一般道:「安中市役所入口」(国道18号)から車で約10分

## (2)留意事項

### ① 空調について

空調設備については、設備の耐用年数を経過しておりますので、使用する場合は賃借人側で更新等の工事をするものとします。ただし、更新等の工事にかかった費用のうち、市が適正と認める額は、賃料から減額します。

### ② インターネット環境について

光回線の提供エリア内です。

建物への引込工事については、設置事業者にお問い合わせください。

### ③ 建物の雨漏りについて

建物西側出入口付近で一部雨漏りが見られ、床材等が損傷しています。また、建物東側の陸屋根部分にも劣化が見られ、今後雨漏りが発生する可能性があります。いずれも賃借人側で修繕した上で使用するものとします。ただし、修繕にかかった費用のうち、市が適正と認める額は、賃料から減額します。

### ④ 建物の外壁について

市側で修繕済みです。

### ⑤ テラス南側ウッドデッキについて

ウッドデッキについては、倒壊の可能性があったため、一部撤去しましたが、なお一部に損傷が見られます。新たに設置を希望する場合には、事前に市と協議した上で、賃借人側の負担(工事費用を含む。)で行うものとします。

### ⑥ 屋上への外階段について

外階段については、木製の踏板が劣化し、消失しております。再設置を希望する場合には、事前に市と協議した上で、賃借人側の負担(工事費用を含む。)で行うものとします。

### 3. 応募条件

---

#### (1) 建物の用途・条件

市は、次の用途・条件で施設を利活用する者に対し、施設を賃貸するものとします。

ア 主にサテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペースその他これらに類似する事業を運営すること。

イ 地域住民との交流が持てる機能を施設内に設けること。

#### (2) 基本事項

##### ① 契約形態

市は建物及び施設の敷地を賃借人へ貸し付け、賃借人は建物と施設の敷地の一体的な利用を図るものとします。

##### ② 既存施設の活用

賃借人は、既存の施設を活用するものとし、建物の解体や増改築等、構造物の新設等を行うことは、できません。ただし、事前に市と協議し、市が適正と認める場合で、法令等に抵触しないときは、この限りではありません。

##### ③ 費用負担

次の費用は、全て賃借人側の負担とします。ただし、ア及びエにかかる費用であっても、空調設備の更新、雨漏り対策工事(損傷した床材の撤去費を含む。)等の建物の構造・躯体、建物の資産価値の維持のためにかかった費用のうち、市が適正と認める部分については、市側の負担とし、賃料から減額します(契約時に要協議)。

ア 施設改修(設備設置、備品購入等を含む。)にかかる費用

イ 施設内に存在する賃借人が使用しない工作物、立木等の除去などに要する一切の費用(除去などする場合は、事前に市と協議する。)

ウ 施設内に存在する使用しない備品の撤去及び廃棄費用(撤去・廃棄する場合は、事前に市と協議する。)

エ 利用期間中における破損等(天災によるものを含む。)の修繕にかかる費用

オ 契約期間満了時及び施設等の使用を中止する場合の原状回復費用

カ 建物火災保険料及び損害賠償責任保険

キ 光熱水費その他の維持管理費用

## ク 敷地全体の植栽の管理及び除草にかかる費用

### ④ 法令順守

事業の実施に当たっては、都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法その他の関係法令及び条例等を遵守し、法令及び条例等に基づく届出は、賃借人が自ら行うものとします。

### ⑤ 工事時の市内業者の優先

施設改修に必要な工事を実施する場合は、市内業者を優先的に採用してください。

### ⑥ 契約不適合責任

市との契約締結後、施設内に契約の内容に適合しないものがある場合であっても、その修補の請求、代金の減額、損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることはできません。

### ⑦ 解除

賃借人となること又は事業を継続することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、賃借人としての資格を取り消し、契約を解除します。この際、賃借人が要した一切の費用は、市に請求できないものとします。

### ⑧ 地域説明会

当該物件の賃借人は、原則として工事着工前までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとします。また、地域住民との交流や連携を大切に、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮するものとします。

### ⑨ 市の調査及び報告

市は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて施設の使用状況を調査し、又は賃借人に必要な報告を求めることができるものとします。

## (3) 貸付に関する事項

### ① 契約方法

ア 借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃貸借契約とし、契約期間は、10年とします。ただし、両者協議の上、契約更新できるものとします。

イ 賃借人が賃貸借の解約の申入れをした場合には、解約の申入れの日から6月を経過することによって賃貸借が終了する旨の特約を付することとします。

ウ 契約締結に当たっては、公正証書によることとします。

## ② 賃料

賃料は、年額 168 万円(月額 14 万円)を基準とし、賃借人が実施する空調設備の更新及び建物の雨漏り対策に係る工事に要する費用のうち、適正と認められる額を減額します。賃料の減額期間、支払回数等は、市と賃借人にて協議の上、決定します。

## ③ 敷金

敷金は、84万円(賃料相当額の6箇月分)とします。

## ④ 契約費用

契約に要する費用は、賃借人の負担とします。

## ⑤ 禁止事項

次の行為を禁止します。ただし、選定された事業に反しない範囲において、真にやむを得ない理由があるものとして、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

ア 賃借権を移転すること。

イ 選定された事業に反することとなる地上権、質権、貸借による権利又は賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること。

## ⑥ 損害賠償及び保険加入

ア 賃借人の故意又は過失により施設及び附帯設備を損傷したときは、市は賃借人に対し、損害賠償を行うものとします。

イ 賃借人の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合は、賃借人が当該損害を受けた第三者に対し、損害賠償を行うものとします。

ウ 賃借人は、建物火災保険料及び損害賠償責任保険に加入するものとし、契約締結に当たり、保険に加入したことを証する書面の写しを市へ提出してください(保険の年次更新の際も同様に速やかに市へ写しを提出してください。)

## ⑦ 契約満了時等の留意事項

ア 賃借人は、定期建物賃貸借契約の期間が満了するまでに、自己の負担で、事業者の所有・管理する構造物などの物件を撤去し、原則として契約前の状態にし、市に返還することとします。ただし、市が現状のままで返還することを承認した部分を除きます。

イ アにかかわらず、更新後の空調設備、建物の雨漏り対策工事を実施した箇所その他市が賃料から減額した部分に係る箇所は、現状のままで返還することとします。

ウ 賃借人は、市に対し造作の買取り並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできない旨の特約を付することとします。

エ (3)②の賃料の減額期間がある場合において、賃借人の都合により、本契約を解除した場合に、賃借人は、市に対し賃料の減額期間が満了していない等のために発生する不足額の償還等の請求を行うことはできない旨の特約を付することとします。

#### (4) 地域貢献に関する事項

事業提案に当たっては、次のような地域貢献に関する事項も審査します。

##### ① 地域活性化

JR 北陸新幹線安中榛名駅から至近である当該施設の利活用により、交流人口の増加や地域活性化への貢献など社会貢献や経済貢献に寄与するもの

##### ② 市内雇用の創出

市民の雇用を積極的に創出し、地方創生の一環として、「ひと」と「しごと」づくりに貢献し、賑わいのある「まち」づくりに寄与するもの

##### ③ 地元住民との交流(※必須条件)

地域住民との交流が持てる機能を施設内に設けること。

##### ④ 災害発生時の連携

災害発生時に、地域住民の安全安心な生活を確保するために、地域住民及び行政と連携・協力するもの

## 4. 活用上の制約等

### (1) 耐震性能に課題のある施設の活用

非構造部材の耐震性については、市で調査を実施しておらず、賃借人側で判断して対応していただきます。

### (2) 構造上の制約



壁や床スラブに開口を設けるなど、本施設の構造に重大な影響を与えるような改変を行うことはできません。ただし、事前に市と協議し、構造上の問題を生じさせない場合においては、この限りではありません。

### (3) 設備の使用

#### ① 電気及び電話

追加で電気及び電話の引込みが必要となる場合は、各設置事業者と協議の上、賃借人の責任により行ってください。

#### ② ガス

火気の使用に関しては、消防法の届出について高崎市等広域消防本部に相談してください。

都市ガスの供給エリア外で、集中プロパンガスの供給エリア内に立地しています。プロパンガスの引込み及び使用については、ガス事業者と協議の上、賃借人の責任により行ってください。その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者を確認してください。

### (4) 関係機関への届出又は照会

営業用看板等を設置する場合は、群馬県屋外広告物条例(昭和39年群馬県条例第81号)に定める手続に従って施工する必要がありますので、事前に群馬県安中土木事務所に照会してください。その他必要な届出又は照会は賃借人側で行ってください。

### (5) 工作物の取扱い

敷地内の立木をなるべく残すような活用方法とし、移設、除去又は伐採等する場合は、事前に市と協議が必要です。また、移設、除去又は伐採等にかかる費用及び原状回復にかかる費用は、賃借人に負担していただきます。

### (6) 景観への配慮

外装及び内装等工事の計画に当たっては、周囲の地域との調和や景観に配慮したデザインとしてください。

### (7) その他の制約等

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。応募者の責任において、適宜関係法令を所管する窓口にご相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。なお、賃貸開始後も同様に、法令順守に努めてください。

## 5. 応募資格

---

- (1) 応募者は、次に掲げる資格基準を満たす法人、複数の法人で構成するグループ(以下「グループ」という。)、又は個人事業者とします。
- (2) グループとして応募する場合は、代表の法人を設定することとします。資格基準を満たさない法人が含まれるグループは応募不可とします。また、同一の法人が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。
- (3) 資格基準
  - ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
  - ② 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ③ 安中市入札参加者指名停止措置要領(平成 19 年安中市訓令第 7 号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
  - ④ 納付すべき税(法人税(法人の場合に限る。)、所得税(個人の場合に限る。)、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所の所在地の都道府県市区町村税)を完納している者であること。
  - ⑤ 安中市暴力団排除条例(平成 24 年安中市条例第 26 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
  - ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条の規定による観察処分の対象となっている団体の構成員でないこと。

## 6. 募集・利活用スケジュールと概要

募集・利活用スケジュールと概要の説明は、次のとおりです。

	概 要	日 程
(1)	募集要項の配布	令和3年7月15日(木)～8月10日(火)
(2)	現地内覧・説明の実施	令和3年7月28日(水)～7月30日(金)
(3)	応募登録書類の提出期間	令和3年7月15日(木)～8月10日(火)必着
(4)	審査(プレゼンテーション提案)の実施 ※原則、web会議方式で実施	令和3年8月17日(火)・8月18日(水) のうちいずれか1日
(5)	優先交渉権者の選定	令和3年8月下旬(予定)
(6)	契約の締結・賃貸借の開始	令和3年8月下旬以降(要相談)
(7)	地域説明会の開催	原則として工事着工前までの間
(8)	市の調査及び報告等	随時

### (1) 募集要項の配布

#### ① 配布期間

令和3年7月15日(木)～8月10日(火) 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日を除く。)

#### ② 配布場所

安中市企画経営部財政課資産活用係

※ 市ホームページからでもダウンロードすることができます。

## (2) 現地内覧・説明の実施

現地にて、施設の説明、内覧の受入れを行います。

### ① 実施期間 令和3年7月28日(水)～7月30日(金) 各日とも午前 9 時から午後5時まで(要予約)

※1 三密防止のため、1応募者(法人、グループ)ごとに開催します。

※2 現在実施中の外壁工事の進捗により、日程を変更する可能性があります。

### ② 申込方法

現地内覧・説明参加申込書(様式第1号)により令和3年7月 27日(火)正午までに、電話又は e メールにてお申込みください。(申込先 e メールアドレス:zaisei@city.annaka.lg.jp)

※1 密を避けるため、1応募者(法人、グループ)につき、5名以内としてください。

※2 なお、現地内覧・説明への参加の有無は、審査結果に一切影響しません。

## (3) 応募書類の提出

### ① 提出期間

令和3年7月 15 日(木)～8月 10 日(火)必着

### ② 提出方法

原則として、郵送にて書面提出してください。

※1 eメール、FAX 不可、やむを得ない場合、直接持参も可。

※2 提出期間までに到達しなかった場合、所定の資料が添付されていなかった場合は、無効とします。

※3 郵送の場合は、到達日時を確認できる方法によることとし、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

※4 持参の場合の受付時間:

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(土・日を除く)

### ③ 提出先

〒379-0192 群馬県安中市安中 1-23-13

安中市企画経営部財政課資産活用係

④ 提出書類 次に掲げる書類を11部(1部原本、10部写し)提出してください。

**【法人又はグループの場合】**

提出資料	様式名・概要	
<b>【応募団体の概要関係資料】</b>		
ア 応募申込書	(法人:様式第2号、グループ:様式第3号)	<input type="checkbox"/>
イ 応募者の概要書	(様式第4号) ※任意の書式等でも可 [設立年月日、資本金、従業員数、主たる業務内容、事業経歴及び実績、主要取引先等] ※他に概要を示す書類・パンフレット等(任意提出)	<input type="checkbox"/>
ウ 誓約書	(様式第5号)	<input type="checkbox"/>
エ 定款、規約その他これらに類する書類	(写し)	<input type="checkbox"/>
オ 法人登記簿謄本(履歴事項証明書)	(提出日前3箇月以内に発行されたもの。原本)	<input type="checkbox"/>
カ 法人印鑑証明書	(提出日前3箇月以内に発行されたもの。原本)	<input type="checkbox"/>
キ 国税及び地方税の納税証明書	(提出日前3箇月以内に発行されたもの。原本。未納の税額がないことを証明するもの。) ※ 本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの	<input type="checkbox"/>
ク 応募者の直近3期分の事業報告書	(株式会社以外の法人にあつては、会社法に基づく事業報告書に準ずる内容が記載されたもの)	<input type="checkbox"/>
ケ 応募者の直近3期分の決算書類	(損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書、財産目録その他の法人の財務状況を明らかにする書類)	<input type="checkbox"/>
<b>【提案内容の関係資料】</b>		
コ 事業提案書	(様式第6号) ※任意の書式等でも可	<input type="checkbox"/>
サ 参考・補足資料	(任意の書式、枚数)	<input type="checkbox"/>
シ その他市長が必要と認めるもの		<input type="checkbox"/>

※グループとして登録する場合は、イからケまでの書類は、全ての応募者の分を提出してください。

※書類は、原則として、A4判縦方向長辺(A3版はA4版に折込み)とし、A4判ファイルに左綴じし、仕切り紙を挟み、見出しを付けるなど、審査員が読みやすいように製本するように努めてください。

※原本と写しの記載内容が異なることのないように注意してください。

※提出書類への押印は、全て法人印鑑証明書と同一のものとしてください。

【個人事業者の場合】

提出資料	様式名・概要	
【応募者の概要関係資料】		
ア 応募申込書	(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
イ 応募者の概要書	(様式第4号) ※任意の書式等でも可 [開業年月日、従業員数、主たる業務内容、事業経歴及び実績、主要取引先等] ※他に概要を示す書類・パンフレット等(任意提出)	<input type="checkbox"/>
ウ 誓約書	(様式第5号)	<input type="checkbox"/>
エ 税務署に提出する個人事業開業届出書	(写し)	<input type="checkbox"/>
オ 個人事業者(代表者)の印鑑証明書	(提出日前3箇月以内に発行されたもの。原本)	<input type="checkbox"/>
カ 国税及び地方税の納税証明書	(提出日前3箇月以内に発行されたもの。原本。未納の税額がないことを証明するもの。) ※ 所在の自治体及び税務署で交付されたもの	<input type="checkbox"/>
キ 応募者の直近3年分の事業報告書	(会社法に基づく事業報告書に準ずる内容が記載されたもの)	<input type="checkbox"/>
ク 応募者の直近3年分の決算書類	(青色申告決算書、貸借対照表、損益計算書、収支内訳書その他の財務状況を明らかにする書類)	<input type="checkbox"/>
【提案内容の関係資料】		
ケ 事業提案書	(様式第6号) ※任意の書式等でも可	<input type="checkbox"/>
コ 参考・補足資料	(任意の書式、枚数)	<input type="checkbox"/>
サ その他市長が必要と認めるもの		<input type="checkbox"/>

※書類は、原則として、A4 判縦方向長辺(A3 版は A4 版に折込み)とし、A4 判ファイルに左綴じし、仕切り紙を挟み、見出しを付けるなど、審査員が読みやすいように製本するように努めてください。

※原本と写しの記載内容が異なることのないように注意してください。

※提出書類への押印は、全て印鑑証明書と同一のものとしてください。

⑤ 辞退届の提出

応募を辞退する場合は、eメール又は書面にて辞退届(様式第7号(法人・個人用)又は様式第8号(グループ用))を提出するものとします(令和3年8月13日(金)必着)。この場合には、事前に提出の旨を市担当者まで連絡してください。

(4) 審査(プレゼンテーション提案)の実施

応募事業者の提案内容について、次によりプレゼンテーションを実施し、審査します。

① 日程 令和3年8月17日(火)・8月18日(水)のうち、いずれか1日

※各日とも午後1時30分から午後5時の間で1応募者(法人、グループ)ごとに日程調整させていただきます。

② 場所 web 会議方式

※ 三密防止のため、1応募者(法人、グループ)ごとに原則として、web 会議方式にて開催します。

③ 内容 (全体で1時間程度)

ア 接続テスト・準備(10分程度)

イ 事業提案書の内容説明(20分以内)

ウ 質疑応答 10分程度

④ 出席者 説明者3人以内

⑤ 使用ツール等

「Cisco Webex Meetings」にて、市が URL を設定する web 会議を使用

※応募者が発表に使用する機器に、事前にダウンロード(無料)してください。

※原則として、市と応募事業者で1対1で接続することとしますが、接続環境等により、要相談します。

⑥ 失格 欠席又は開始時間までに説明を開始できない者は、失格とします。

⑦ その他 ほか詳細については、応募者に個別に連絡し、可能な限り調整します。

## (5) 優先交渉権者の選定

### ① 選定体制

優先交渉権者を選定するための審査は、別に設置する「北陸新幹線安中榛名駅前施設活用事業者選定委員会」が行います。選定委員会の委員は、市職員で構成しますが、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、委員の氏名等は、明らかにしません。

### ② 審査項目 審査項目は次のとおりです。

審査項目	審査基準
資格の有無	ア 主にサテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペースその他これらに類似する事業運営となっているか イ 地域住民との交流が持てる機能を施設内に設けているか
事業確実性	ア 事業計画(活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等)に具体性、実現性があるか イ 事業継続のための方策が取れているか ウ 事業に係る資金計画及び収支計画が適正か エ 法人の過去における事業実績があるか オ 法人の財務状況が安定しているか
地域貢献性	ア 地域活性化に貢献しているか イ 市民の雇用を創出しているか ウ 地域住民との交流が持てる機能を施設内に設けているか エ 災害発生時に地域住民及び行政と連携・協力する体制があるか

### ③ 優先交渉権者の選定

選定委員会による採点の結果、最も高い評点の事業者を優先交渉権者として選定します。

※審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### ④ 選定結果の通知等

ア 選定結果については、令和3年8月下旬に、応募者にメールで通知するとともに、書面を発送します。

イ 市のホームページでも公表します。



(6) 定期建物賃貸借契約の締結・賃貸借の開始

契約条項等について、安中市と優先交渉権者の双方で協議を進めた結果、双方が合意に達した場合に、定期建物賃貸借契約を締結し、賃貸借を開始します。

※双方合意に至らなかった場合、それまでに要した費用等について、市では一切、補償しません。

(7) 地域説明会の開催

賃借人は、定期建物賃貸借契約締結後、原則として工事着工前までの間に地域住民を対象とした事業内容等の地域説明会を開催することとします。この場合に、市及び地域住民に対して開催日の2週間前までに、通知等するものとします。

(8) 市の調査及び報告等

市は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて施設の使用状況を調査し、又は賃借人に必要な報告等を求めることができるものとします。この場合に、賃借人は、市の調査に対して誠意をもって協力し、必要な報告等を迅速に行うものとします。

## 7. 失格事項

① 次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

ア 応募資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合

ウ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

エ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合

オ 企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するに当たって支障がある場合

カ その他市との信頼関係を損なった場合

② 賃借人となった後に、上記①のいずれかに該当する場合は、契約を解除するものとします。

## 8 . その他の事項

- ① 市が提示する書類及び資料は、応募以外の目的で使用することを禁じます。
- ② 応募その他にかかる一切の費用については、全て応募者の負担とします。
- ③ 応募書類等の提出後、提出書類等について一切の修正等は認めません。ただし、明らかな誤りであって、その修正を市が認めた場合、又は、募集手続の公正な実施に支障のおそれがある場合等での市からの指示があったものについては、この限りではありません。
- ④ 提出書類等は、返却しません。
- ⑤ 提出書類等に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ⑥ 提出書類等は、原則として公開しません。ただし、選定に係る情報公開請求があった場合には、安中市情報公開条例(平成 18 年条例第 18 号)の規定に基づき、応募者に明らかに不利益を与えると認められる等の情報を除き、応募者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができるものとします。
- ⑦ 選定結果及びその審議の内容に関し、応募者からの照会及び評価の経緯及び結果についての異議申立てには一切応じられません。
- ⑧ 優先交渉権者に選定されたことにより、各種認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認の上、適切に対応してください。
- ⑨ 本要項に定めがない事項については、当事者間で協議の上、決定します。

## 9 . 担当窓口

担当部署:安中市企画経営部財政課資産活用係

住 所:〒379-0192 群馬県安中市安中 1-23-13

電話番号:027-382-1111(内線 1055)

FAX 番号:027-381-0503

E メールアドレス:zaisei@city.annaka.lg.jp